

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により公告する。

令和5年5月8日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

1 少年指導委員の氏名、連絡先及び活動区域

氏名	連絡先	活動区域
幡野翔太	富士宮市城北町160番地 富士宮警察署生活安全課 電話番号 0544-23-0110	富士宮警察署の管轄区域

2 委嘱の始期

令和5年4月18日